

和解の成立について

熊本市立中学校で起きたいじめ事案に係る損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、次のとおり和解を成立させる。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

死亡した熊本市立中学校の生徒の保護者

2 事件名

熊本地方裁判所 平成29年(ワ)第1072号 損害賠償請求事件

3 主な請求内容

相手方は、市及びいじめを行った熊本市立中学校の生徒であった者(3名)に対し、各自連帯して、金7889万1934円及びこれに対する平成27年3月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求する。

4 和解条項

- (1) 市は、相手方に対し、本件和解金として、金1100万円の支払義務があることを認め、これを令和3年11月1日限り、指定の口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は、市の負担とする。
- (2) 市は、相手方に対し、亡くなられた生徒(以下「本生徒」という。)が在籍していた熊本市立中学校が、本生徒に対するいじめに係る情報についてすぐに相手方に知らせなかったこと、いじめの加害生徒らに対する指導や本生徒及び相手方に対する寄り添った対応が十分にできなかったことなど、本生徒に対するいじめについて適切な対応を執ることができなかったことについて、謝罪する。
- (3) 相手方及び市は、本和解条項の内容について、正当な理由なく第三者に口外しないことを相互に約束する。
- (4) 相手方は、その余の請求を放棄する。

- (5) 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(提出理由)

熊本市立中学校で起きたいじめ事案に係る損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。